平成２５年（フ）第３９号
島根県出雲市大社町杵築西1687番地１県営住宅大社町山内団地209
債務者　椿　八重子
1　決定年月日時　平成25年８月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月１日午後４時
松江地方裁判所出雲支部

平成２５年（フ）第５２号
栃木県佐野市堀米町3973―１　サニーヒル朱雀102号室、住民票上の住所栃木県宇都宮市新里町丁1646番地24
債務者　綱川　　弘
1　決定年月日時　平成25年８月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月20日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２５年（フ）第４８２号
東京都青梅市新町４丁目25番地の４日野自動車第３新町寮
債務者　望月　久資
1　決定年月日時　平成25年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月４日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第６１４号
東京都町田市山崎町2200番地山崎団地３―10―104
債務者　萱場　紀子
1　決定年月日時　平成25年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月４日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第５４号
栃木県佐野市仙波町326番地、前住所群馬県太田市東新町212番地　富士ハイツＡ―202号
債務者　新田　　勉（旧姓北原）
1　決定年月日時　平成25年８月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月４日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２５年（フ）第６６号
栃木県佐野市亀井町17番地７　第３あさひハイツ203号、前住所栃木県佐野市高萩町1336番地40
債務者　黒川　淳子（旧姓川﨑）
1　決定年月日時　平成25年８月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月４日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２５年（フ）第１２７４号
横浜市鶴見区馬場１丁目16番19号　ハイテラス日野１―Ａ
債務者　中村　文夫
1　決定年月日時　平成25年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１３６１号
横浜市戸塚区戸塚町849番地１　メゾンアリスト207号
債務者　高橋　喜正
1　決定年月日時　平成25年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１４６４号
横浜市緑区霧が丘１丁目16番地４　霧が丘ガーデンハイツ102号
債務者　鈴木　信子
1　決定年月日時　平成25年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１３５号
愛知県蒲郡市清田町三反田17番地１
債務者　中川　京子
1　決定年月日時　平成25年８月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月７日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第１３８号
愛知県新城市一鍬田字九五28―２、住民票上の住所横浜市神奈川区白幡西町９番32号
債務者　小林　潤子
1　決定年月日時　平成25年８月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月７日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第１５２号
愛知県豊橋市潮崎町100番地　101
債務者　岡名　祐貴
1　決定年月日時　平成25年８月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月７日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第１６４号
東京都青梅市千ヶ瀬町５丁目623番地の５セントラルコート青梅405
債務者　谷内　章江
1　決定年月日時　平成25年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月17日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１４７３号
神奈川県海老名市中野１丁目６番35号
債務者　高橋　　宏
1　決定年月日時　平成25年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第８１号
長崎県佐世保市木風町681番地２、住民票上の住所長崎県佐世保市上原町671番地２
債務者　小井手正幸
1　決定年月日時　平成25年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月11日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係